

# 叢山文庫蔵『韻字記』の主要典拠について

木 村 晟

## 一、概 説

漢和聯句のための韻書で、『和訓押韻』（十一韻）に基づいて増補されて成ったものに、十二韻の『韻字記』、宮内  
庁書陵部蔵の『韻字之書』<sup>注1</sup>、聖護院蔵『増補和訓押韻』<sup>注2</sup> 等と、また十五韻の貞享三年（一六八六）刊の宇都宮由的の  
撰する『漢和三五韻』<sup>注3</sup> の二類がある。共に『和訓押韻』（十一韻）を基幹とはしてゐるが、「十一韻」の韻書の方が、  
その成立の時期に於いて先行することは言ふまでもない。「十一韻」の韻書では不十分なので、「十二韻」の韻書がで  
き、それでもなほ不足するので、「十五韻」の韻書を撰述した旨の記事が、『漢和三五韻』の里村昌純の序に次の如く  
に記されてゐる。△「序」の冒頭の部分。圈点は筆者▽

此三五韻は宇都宮氏由的の述る處なり そのかみ後常恩寺殿のぬき出給ひし和訓押韵に 誰の人か元匀を加て十二

韵といひて世に行はれ侍る今又冬灰歌の三の韵をそへしは和漢に用へき文字共おほくて麻元などにおさへおとるましきによりてなん(以下略)

これによつて、「十一韻」の韻書が「十五韻」の『漢和三五韻』(一六八六年以前に成立)よりも、夙く世に通行した事実が判る。

処が『和訓押韻』(十一韻)を直接の典拠とした「十一韻」の韻書が、いつ(何年頃に)成つた書であるかといふ、「十一韻」の韻書の成立年代を特定することは甚だ難しいことである。本稿では「十一韻」の韻の辞書である叢山文庫蔵の『韻字記』<sup>注4</sup>を詳細に調査することによつて、(一)「十一韻」の韻書が、十一韻の『和訓押韻』の孰れのテクスト(伝本)を直接の典拠としたか、(二)「十一韻」の成立年代はいつ頃か、と言ふこの二つの課題に対する吾人の見解を開示したく思ふ。そのために「十一韻」の代表的な韻書である『韻字記』を、その異本関係にあると田される『韻字之書』と連関させて、それらの本文徵証に基づいて記述することとする。

最初に「十一韻」の韻書が、十一韻の『和訓押韻』を直接の典拠としてゐる証拠について述べることとする。「十一韻」の『韻字記』や『韻字之書』が「十一韻」の『和訓押韻』に基づいてゐることは、その本文を一瞥して直ぐに判ることであるが、十一韻の『韻字記』には、次に例示する如くに、何箇所かの標出字の注文中に『和訓押韻』の出典名が明記されてゐるのである。

『韻字記』の「虞模韻」(上平)の「491 虞カリ 騩カツヒト トモ可用 獣ノニ可用 私云一人ハ猶師也會一掌山澤之官 和訓亦此意歟」に「和訓」と在るが「私云」以降の記事は、それ以前の『和訓押韻』の引用(『龍門文庫本』の「15 虞カリ 騩カリ人トモ可訓 獣ノ狩ニ用ヘシ」)に対する『韻字記』の編纂者の意見である。最初に『古今韻会挙要』の注を引用し、『和訓押

『韻』の記載がこれに該当するのかと評してゐるのである。

また「寒桓韻」（上平）の「<sup>986</sup>般タノシム 一」亦樂也 運也 一ハ度也 和押一多也 朗詠百一幾」とあるのは、『和訓押韻』の『松平文庫本』に「<sup>383</sup>般 印運也 千一百一度ノ心也 朗詠ニ」また『龍門文庫本』に「<sup>42</sup>般 ハコブ 一 亦樂也 運也 度ノ心也 朗詠ニ」と在るのを承けたものである。次に「陽唐韻」（下平）の「<sup>1531</sup>杭サムクリ 小栗也 和名ニ訓ス 大上天皇曰杭音丸 小栗也 元痕之匂一呼郎切州名也 和訓押匀 私云和押匀両説 並一非一是（以下略）」と在るものも、『和訓押韻』の『松平本』や『龍門本』の「州名 和名 サムクリ 小栗也」を承け、『和訓押韻』の説を挙げて、編者の見解を「私云」として示してゐることを識るのである。同じ「陽唐韻」に「<sup>1614</sup>長 印ナカシナヘ 夜一日一舟一人ノ一私云」ハ仄也 平声ニ用フ未知 養匀訓云 歯高位尊 曰一是ヲサ也 然則和訓押匀ニ舟一人ノ一等ハ 難押之 平声ニ用ル證據未知 則一トハ不可用歟」とあるのは、『和訓押韻』の『龍門本』に「<sup>107</sup>長 永一又 舟一驛ヒトノサ神樂ノニンチヤウナリ 六帖成一長恨歌」と在る記事を引用すると言ふより、寧ろ『和訓押韻』の記載に対して、「私云」として『韻字記』の編者の立場からする見解を述べ、批評を加へるといふ在り方を示してゐる。斯様に『韻字記』の本文は、多く『和訓押韻』の本文を承けつつも、「私云」といふ伝統的な古注釈・抄物等の形式を採つて、批評しつつ記述する態度をとつてゐることを識るのである。

同様の例をもう一つ挙げてみる。『韻字記』の「尤侯幽韻」（下平）の「<sup>1929</sup>讎 印アタカクニ 仇也 追一和押カシカフ 仇也 一校ノ義也」も、同じ「十二韻」の『韻字之書』には「<sup>21</sup>讎 印アタカクニ 仇也 一校ノ義也」とするのみであるが、『韻字記』は、斯く自】の見解を示しつつ注文が委細になつてゐる。因みにこれの典拠たる『和訓押韻』では、『龍門本』に「<sup>21</sup>讎アタ仇」と在るのみである。このやうに、『韻字記』は、同じく『和訓押韻』をやはり直接の典拠とする『韻字之書』に比しても、かなり編纂者自身の見解を呈示するために、和漢の多くの典籍の用例を加へて、相当量の増補

を行なつてゐるのである。

さすれば吾人は、「十一韻」の韻書の直接の典拠を求めるのに、『和訓押韻』の本文（特に注文）形態により近似する『韻字之書』を基底にして調査を進むべきかと言はれれば、吾人の立場からせば、やはりさにあらず、増補本たる『韻字記』に拠つて、その委細を精査することに重要な意義を有つと断ずることを得るのである。その最も大きな理由は、同じ「十一韻」でも、『韻字之書』には存せぬ『韻字記』のみの補入部分に、「十一韻」の韻書の成立年代を唆示する記事が具体的に認められる故である。

十二韻の『韻字記』も『韻字之書』も、その本文形態は十一韻の『和訓押韻』（A系統本＝北岡本、C系統本＝龍門本）の在り様を踏襲してゐて、各韻目毎に「入韻字」「本韻」「韻外字」の順に排した編纂になつてゐる。「入韻字」は次の「本韻」の細韻（目次）の役目を果たしてきり、「本韻」に収録する標出字（見出し字）は、虎関師鍊の『聚分韻略』に存するものを掲げ、その後に「韻外字」として『聚分韻略』には存せぬ標出字を『古今韻会拳要』（略称『韻会』）より抽出して排してゐるのである。今、『韻字記』に存する「韻外字」を示すと、次の通りである。

### 【上平】

一、東韻 124 珩 125 瞳 126 莢 127 窭 128 萸 129 総 130 憶 131 漢 132 洪 133 訂 134 橋 135 簾 136 隆 137 終 138 窓 139 淀 140 犧 141 薑 142 綫  
 143 猥 144 猥 145 瓠 146 爨 147 轄 148 瘟 149 濁 150 煙 151 江 152 岡 153 家 154 築 155 朋 156 明 へ計33語）（『韻字之書』には末尾の部分の「<sup>151</sup>江」「<sup>156</sup>明」の六語存せず）

### 二、支脂之韻 韵外字ナシへ計0語）

三、虞模韻 630 咄 631 株 632 咙 633 訂 634 嫣 635 悔 636 猥 637 涂 638 榮 639 謂 640 舟 641 杉 642 稔 643 蕃 644 紗 645 簾 646 窓 647 町

648 千	649 埼	650 驚	651 驚	652 芙	653 瘿	654 篴	655 驚	656 續	△計 27語
四、真諱臻韻	780 玑	781 紅	782 窪	783 輢	784 輸	785 牽	786 種	787 槿	788 罂
798 簷	△計 19字								
五、元魂痕韻	916 鰐	917 瞠	918 倏	919 驛	920 驚	921 捷	922 棲	923 趕	924 謾
934 啟	935 燥	936 恋	937 暖	938 眇	939 愫	△計 24語			
六、寒桓韻	1053 虺	1054 篤	1055 篓	1056 髮	1057 習	1058 峙	1059 狵	1060 犧	1061 澪
1071 催	△計 19字								
七、先仙韻	1236 麾	1037 篓	1038 犊	1039 紿	1040 駢	1041 篦	1042 銅	1043 飼	1044 碩
八、蕭宵韻	1358 懈	1359 曉	1360 蘇	1361 稹	1362 船	1363 鶴	1364 紗	1365 曉	1366 喻
1376 轡	1377 憔	1378 鉛	1379 眇	1380 裳	1381 蟻	△計 24語			
九、麻韻	1481 錠	1482 參	1483 扱	1484 驚	1485 鈇	1486 糊	1487 遷	1488 碓	1489 舳
一〇、陽唐韻	1728 航	1729 護	1730 檻	△計 3語					
一一、庚耕清韻	韻外字ナシ	△計 0語							
一二、尤侯幽韻	2050 廉	△計 1語	△計 173語						

この『韻字記』所載の「韻外字」173語中、同じ十二韻の『韻字之書』にも収録されてゐるのは「一一、支脂之韻」「一二、尤侯幽韻」までの140語と、「一、東韻」の「124玒」「150燭」までの27語と、計167語にて、これらはこの二書に

共通して見られる「韻外字」である。結局問題となるのは、『韻字記』の「一、東韻」の「韻外字」33語中の末尾の部分の「151江」「156明」の六語なのである。実はこの六語が、本書『韻字記』の典拠の性格を示し、延いては『韻字記』の成立年代までをも特定する鍵が秘められてゐるとも言へるのである。まづこの六語は元代の熊忠の撰する『古韻会挙要』の「東韻」「江韻」（上平）には登載せられず、彼の明代の方日升の『古今韻会挙要小補』（略称『小補韻会』）の「小補」（これは編者の謙称にて、「増補」の意）の部分の「古叶」とする箇所に、六語全てが確認し得るのである。蓋し「十一韻」の韻書としての『韻字記』は、確實に『小補韻会』を使用してゐるのである。この事実が『韻字記』の成立年代の上限をほぼ規定することとなるのであって、特に重視すべきことであると思はれる。特にこの六語中、次の二語は、

153家 各空切 詩誰謂女無一用此匀 已上並叶音

156明 音蒙 義同 庚有<sup>アリヤ</sup>一等可用 已上並叶音 但証、非叶

の如く、注文中に「叶音」たることを明記してゐる。

「叶音」は元の熊忠の『韻会』には存せず、明の方日升の『小補韻会』に「古叶」として収載せられてゐるものである。本邦に於いて、この「叶音」が意識的に韻書の中に織り込まれるやうになつたのは、例の「韻鏡学」の盛行する寛永頃（一六一四～一六四四）であつて、この頃に叶音説が流行したのであった。されば本書『韻字記』が成立した年代は、これに基づいて謂ふならば、寛永初年（一六一四年頃）を溯ることは難しいと思慮せられる。

「十一韻」が基底にした十一韻の『和訓押韻』には、まだ「叶音」は採用されてをらず、「十一韻」と、十五韻の『漢和三五韻』以降なのである。『漢和三五韻』の板行は貞享三年（一六八八）と、『韻字記』よりもかなり年代が降

るが、実は『和訓押韻』のD系統本たる『版本』の江戸初期の儒学者伊藤仁斎の書き入れ本の、『仁斎書き入れ』部分に、『小補韻会』の引用が集中して見られるのである。具体的に、例へば「東韻」（上平）の最後の「韻外字」の末尾の「<sup>147</sup>登」～「<sup>186</sup>陵」までの実に41語が、『仁斎書き入れ』の箇所で、これは明らかに『小補韻会』に依拠してゐるのである。

京都の人で古義堂と号した伊藤仁斎は、朱子学を修め、『論語古義』『孟子古義』『語孟字義』『童子問』等の一連の著書にも示されてゐる通りの「古学者」であるが、彼は宝永二年（一七〇五）に歿してゐる。仁斎の学術的な活動は主に一六〇〇年代の後半に行なはれたものであるとすると、彼が「叶音説」の流行する寛永年間の直後に展開されたこととなり、『小補韻会』が洵によく使用されたことが肯はれるのである。さうして仁斎の活躍した一六〇〇年代の後半には、「十五韻」の『漢和三五韻』（貞享三年・一六八八刊）の刊行年代とも符号し、例の『天理版本』の『仁斎書き入れ本』の「書き入れ」部分と、『漢和三五韻』の本文との関連も考慮に入れなくてはならぬ問題であると思はれる。吾人の今後の課題とならう。

最後に、「十一韻」の韻書である『韻字記』や『韻字之書』が、直接の典拠としたテクスト（伝本）は『和訓押韻』（十一韻）の孰れであるかに触れる段階が來た。『和訓押韻』現存三類（系統）四種の伝本とは、次の通りである。

A系統＝熊本大学永青文庫蔵『北岡文庫本』写本一冊、天正二十年三月書写の識語を有す。少略称『北岡本』

B系統＝島原図書館蔵『松平文庫本』写本一冊、識語を有せず。△「入韻字」は存せず、「本韻」と「韻外字」のみ少略称『松平本』

C系統（増補本）＝坂本龍門文庫蔵『龍門文庫本』写本一冊、識語を有せず。少略称『龍門本』へA系統本とB系統本

の合成本

D版本＝C系統本の刊行されたものへa b c dの四本

a 天理無刊記本（東涯書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊

b 天理正保二年（一六四五）本（仁斎書き入れ本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊

c 京大本（京都大学附属図書館近衛文庫蔵、正保二年刊、bと同種本）一冊

d 天理写本（a・b版本の手写本。天理図書館古義堂文庫蔵）一冊

これらA・B・C・D系統本の関係は、次の図のやうになつてゐる。<sup>注6</sup>

A系統本（北岡本）——  
B系統本（松平本）——C増補系統本（龍門本）——D版本

処で、「十一韻」の韻書である『韻字記』や『韻字之書』が直接に依拠したのは、A・B両系統の合成本たるC系統本であること、本文形態からして、一目瞭然であるが、それはC系統本であるのか、それともC本に各韻目の末尾に若干の補入をした『版本』（D系統本）であるのかが問題となる。吾人の今般の調査に拠れば、「版本」中で最も刊行年代の古い『無刊記本』ではないかと考へるに到つた次第である。C系統本たる『龍門本』は『A+B+α=C』となつてゐて、『北岡本』と『松平本』の分量の総和に終はつてゐる。処が『版本』は、例へば「東韻」（上平）に於いて、「本韻」の「93潼」以降「129驟」までの37語が、写本の『龍門本』（C系統本）には存しないのである。「和漢聯句」や「漢和聯句」が極めて盛んに行なはれてゐた室町時代後期から江戸時代初期にかけて、『和訓押韻』（十一韻）の伝本は写本として相当数存在したのではないかと思はれる。従つてA系統本にもA<sup>1</sup>・A<sup>2</sup>・A<sup>3</sup>・A<sup>4</sup>…A<sup>n</sup>の諸本が存

し、B系統本にも $B^1 \cdot B^2 \cdot B^3 \cdot B^4 \cdots B^n$ の諸本が在り、C増補系統本にも $C^1 \cdot C^2 \cdot C^3 \cdot C^4 \cdots C^n$ の諸本が存したものと考へられる。その「C本」が実は「D本」（版本）なのである。このやうに現存しない諸本 $A^1 \cdot A^2 \cdot A^3 \cdot A^4 \cdots A^n$ 、 $B^1 \cdot B^2 \cdot B^3 \cdot B^4 \cdots B^n$ 、 $C^1 \cdot C^2 \cdot C^3 \cdot C^4 \cdots C^n$ を、現実に証明することは成し得ない事ではあるが、「和漢聯句」「漢和聯句」が単に知識階層のみならず、広く多くの階層で行なはれた事実からせば、 $A^n$ 本・ $B^n$ 本・ $C^n$ 本を仮定することも、強ち理のことではないだらう。さうして「C本」を「D版本」とすることによつて、「C本||D本」が、「十二韻」の韻書の『韻字記』や『韻字之書』の直接の典拠となつたと言ふ、帰結に達することが可能であると思はれる。さうして、現実に『D版本』が「十二韻」の韻書の依拠した典拠として証明し得れば、この仮説は十分に成立すると考へてよいことになるのである。

【付記】「十二韻」の韻書が「十一韻」の『和訓押韻』を典拠にし得ないのが、十一韻に一韻増補せられた「五、元魂痕韻」である。この「元魂痕韻」（上平）には「入韻字」が10語、「本韻」が106語、「韻外字」に24語が排せられてゐるが、これの「入韻字」と「本韻」はやはり『聚分韻略』を典拠にして、他の十一韻に擬して作成した本文になつてゐる。『聚分韻略』に拠つて標出字や注文を排したことに関しては、『韻字之書』の「五、元魂痕韻」の「本韻」の標出字「1昆」～「41源」のそれぞれ頭部に朱筆にて「氣昆」「器琨」「氣鶲」「乾坤」「支髡」「虛敦」「時歟」「氣豚」「支臀」「態奔」の如く、「氣形」「器財」「乾坤」「支躰」「虛押」「時節」「態芸」等の『聚分韻略』に基づく標示をしてゐるのを見ても理会し得ることである。なほ『韻字記』や『韻字之書』の主要典拠のみでなく、出典全体に關する総合的な調査に際しては、特にこの「五、元魂痕韻」の注文中に有する引用書の特徴が、「十二韻」の韻書

全体の傾向や偏差を推察するための手懸かりとなることは言ふまでもない。本稿は「主要典拠」といふことで、特に『和訓押韻』の四種の伝本に限定して記述した。いづれ稿を改めて、「十一韻」の韻書全体の出典調査をなすことになるであらう。

注1 木村晟編『宮内庁書陵部蔵 韻字之書』（『古辞書研究資料集成』1 一九九三年9月 翰林書房刊）参照。

注2 中村元氏論文『十一韻』の三本について（『中世文芸論稿』第12号 一九八九年3月刊）参照。

注3・4・6 『古辞書研究資料叢刊』第五巻（一九九五年11月 大空社刊）に「翻字本文」を収録してゐる。また木村晟「『十一韻』の韻書」（大友信一博士還暦記念『辞書・外国資料による日本語研究』所収 一九九一年8月 和泉書院刊）参照。

注5 高松政雄氏論文「叶音」（『訓点語と訓点資料』第90輯 一九九三年1月刊）参照。

## 二、上平「東韻」細説

『韻字記』<sup>注7</sup>『韻字之書』<sup>注8</sup>（十一韻）の上平「東韻」に於ける『和訓押韻』（十一韻）三本の受容のせられ様を具体的に記述する。まづ「入韻字」1～15で、『和訓押韻』が完全に一致するのは、三本の中では『龍門本』（C増補系統本）のみである。ここでも十一韻の『韻字記』や『韻字之書』が直接に典拠としたのは、『和訓押韻』の『龍門本』の如き「C増補系統本」であることが判然としてゐる。即ち『龍門本』で「16籠」を除いて、他の一五字の入韻字が全て『韻字記』『韻字之書』と標出字も、その排列も一致し、傍訓や注文も「11公」を別とすれば、略全同となつてゐる。『和訓押韻』三本中、『松平本』<sup>注10</sup>は「入韻字」を有しないので、比較の直接の対象とはならない。『北岡本』は「入韻字」が一二字しか存せず、『韻字記』『韻字之書』より「7虹」「9蓬」の二字少なく、『龍門本』の一六字より

三字も少ないのである。また『北岡本』の入韻字一三字を、『韻字記』(『書』)の順序に合はせて並べてみると、3・1・2・12・6・5・10・4・14・15・11の順となり、到底『北岡本』が十一韻の『韻字記』(『書』)の直接の典拠となつてゐるとは思はれず、『龍門本』の如き「C増補系統本」に依拠してゐることは事実である。

次に「本韻」に関しての具体的な解説を行なふ。番号順に逐一的に述べる。

『韻字記』の「16東」(書2)では、注文「歎一」<sup>ヤマフキ</sup>が『龍門本』に存しないので、十二韻の『韻字記』(『書』)の補入部分である。因みに増補系統の『龍門本』は、『北岡本』の「又和琴ノ名ニ可用之」と『松平本』の「春方」との合成の形で「春方 又和琴名可用之」となつてゐる。十二韻の『韻字記』(『書』)は『龍門本』(C増補系統の本文)を踏襲し、かつ独自の増補をしてゐることとなる。

『韻字記』の「17虹」(書3)で『北岡本』『松平本』は無注、『龍門本』は「蝶ナリ」で、『韻字記』で「蝶」と在つて『龍門本』を承く。

『韻字記』の「18蝶」では、『北岡本』は無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「虹也」で、『韻字記』はさながらに踏襲するが、『韻字之書』(4疎)は「蝶一又」といふ注になつてゐる。

『韻字記』の「19凍」(書5)は、『和訓押韻』の三本の注文が略同であるが、『龍門本』が『韻字記』に一致する。ただし『韻字之書』の「一凌歎凍」<sup>ヤマフキ</sup>は独自の増補。

『韻字記』の「20嵩」(書6)では、『龍門本』の注文「近江比叡大一也」の「大一也」が存せず、これは『龍門本』の注文中に、「大一」が既に「近江比叡」の前に存するため、後の方の「大一也」を、『韻字記』が削除したのであらう。ただし『韻字之書』には略『龍門本』の通りに「近江比睿ノ大一」となつてゐるのである。

『韻字記』の「21宮」（書9）で、『和訓押韻』の三本中、『松平本』の注文は僅か二行の簡略なものである。従つて『韻字記』の典拠となつたのは、『北岡本』か『龍門本』かの孰れかである。全体としては『龍門本』に一致する部分が多いのであるが、「春ノ一 東宮」と「竹一 勢斎宮」が『龍門本』に存せず、逆に『北岡本』には「春一 <sup>ハルノミヤ</sup> 東宮ナリ」「タケノ一 伊セ斎宮ナリ」と在る。また『韻字記』の注文の末尾の証歌「神マツル卯月ノ神トリソヘテ 梅ノ宮居ニタル御幣」<sup>ミテクラ</sup>は『和訓押韻』の三本には存せぬもので、『韻字記』の増補である。因みに十二韻の『韻字之書』にもこの証歌は存しない。

『韻字記』の「22風」（書11）の注文中、『北岡本』で「初瀬一 飛鳥一 科戸一」と漢字表記になつてゐる箇所が、『龍門本』で仮名表記「ハツセー アスカー シナトノー」となつてゐる。十二韻の『韻字記』（『書』）もこれを承けて、さながらに仮名表記としてゐるので、『龍門本』に拠つてゐることは確かである。ただし『韻字記』に「アナシ吹一 アナシ一」とあるのが、『龍門本』は単に「アナジー」（『韻字之書』も）とするが如き小異は存する。へここでも「十二韻」の一書間では、『韻字記』よりも『韻字之書』の方が、その典拠たる『龍門本』（増補系統本）に近似した本文を有つ。『韻字記』の方は独自の増補が極めて多い。<

『韻字記』の「23空」（書7）では、『北岡本』が無注、『松平本』は「虚一 大空」とするが、『龍門本』は「又一 虚ムナシ」にて、『韻字記』の「又虚一 大一」は『松平本』と『龍門本』の双方を受けた形態のものとなつてゐる。さうして『韻字記』が「半一 <sup>ナカソラ</sup> 大東中ニモノナキヲ云 枝袖其一尽也」の注文を補入してゐるのである。へ『韻字之書』はこの部分「一トハ中ニモノ、ナキヲ云」とする。<

『韻字記』の「24穹」の標出字の排列は「22風 23空 24穹」の順であるが、『龍門本』は「7穹 8風 9空」の順と

なつてゐる。『北岡本』が無注、『松平本』は「空也 蒼一」、『龍門本』は「空也 高也 蒼也」となつてゐて、『韻字記』の「空也 高也 廣蒼」に最も近い。

『韻字記』の「25雫」（書12）の注文中の「天氣下地不應曰一」は、『和訓押韻』の『松平本』と『龍門本』には存するが、『北岡本』に存せず。また『松平本』の注文は極めて簡略で、『龍門本』の注が『韻字記』の注文に略一致する。

『韻字記』の「26櫂」（書10）は、『北岡本』無注、『松平本』の注は『龍門本』の「窓也」より委しく、「窓也 檻也 養獣所也」となつてゐるが、実はこの箇所は『韻字記』（書も）が、『松平本』（B系統本）を承けてゐる。さうして『韻字記』独自の「ヲハシマ也 ツ子ニ用 通作櫂」を補入する（『韻字之書』も略同）。

『韻字記』の「27霽」（書13）は、『北岡本』と『松平本』が『韻字記』に略一致、『龍門本』とは全同であり、『韻字記』が「C増補系統本」を承けたことが肯はれ確認し得る。

『韻字記』の「28曠」（書72）では、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「日欲出也」で、『韻字記』（書も）にそのまま引用せられてゐる。

『韻字記』の「29濁」（書77）が『和訓押韻』の三本に存しない。『韻字之書』の注文は「小水入 大水曰、一水ノアツマル処也 水ノ落」となつてゐる。

『韻字記』の「30童」では、『北岡本』が無注、『松平本』の注文中の「馬牛飼也」は、『龍門本』になく、また『韻字記』（書も）にも存しない。而うして『龍門本』の注文はそのままに『韻字記』に承け継がれてゐる。ただし『韻字記』の注文の末尾の「宛一 蔦也 會廣独也 言一子未有室家」は独自の増補である。

『韻字記』の「31雄」（書15）で、『北岡本』が「益トヲ」のみであるのに對して、『松平本』と『龍門本』とは略

同で、これらが『韻字記』に踏襲されたのである。

『韻字記』の「32 僮」（書16）では、『北岡本』は無注で、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』の「一僕」が『韻字記』に引かれてゐるが、『韻字記』の「奴ノ」と「痴也 頑也」とある部分は増補されたものである。この中「奴ノ」は『韻字之書』にも「奴ノ事也」とある。

『韻字記』の「33 蟲」（書17）では、『和訓押韻』の三本中、『松平本』の注文が最も簡略で、『北岡本』と『龍門本』とが略同ではあるが、注文の順序に至るまで対校すると、『韻字記』は『龍門本』を承けてゐることが判る。

『韻字記』の「34 戎」（書18）に於いては、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』の「一狄」が『韻字記』に引かれるが、『韻字記』（『書』も）は他に「西方ノ夷中ノ」也」の補入が認められる。

『韻字記』の「35 熊」（書19）で、『和訓押韻』三本の注が全て「荒一」であり、『韻字記』もさながらに踏襲してゐて「荒一」である。こゝは『韻字之書』の注文が委しくて、他に「似豕」「心アラクマ」が上下に補入されてゐる。

『韻字記』の「36 」（書20）では、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とが「百一」にて、『韻字記』（『書』も）はこれを承け、更に「官也 掌也」の増補が見られる。

『韻字記』の「37 鴻」（書21）で、『北岡本』は無注、『松平本』は「大曰一」、『龍門本』は「大曰」である。『韻字記』（『書』）は「」ト通用」（『書』は「鴈ト通用」）を補入する。

『韻字記』の「38 公」（書22）で、『和訓押韻』の二本の注文は略同であるが、『韻字記』に注文の順序まで一致するのは『龍門本』である。『韻字記』は他に「靈臺 講腹奏一 注夏也」といふ増補があるが、『韻字之書』には存しない。その代り『韻字之書』独自の補入部分に「一卿 <sup>アキナ</sup>老一 日本 <sup>ウカヒス</sup>黄一」と見られるが、「老一」が重複してゐる。

『韻字記』の「39騒」（書23）は、『北岡本』が無注で、『松平本』と『龍門本』の注文は「一馬」となつてゐて、

『韻字記』（『書』）に踏襲せられ、「ツ子ノ馬ニカリ用ユ」は『韻字記』（『書』）の増補である。

『韻字記』の「40驥」（書24）では、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は「駒子」と在る。十一韻の『韻字記』は無注で、ここでは『龍門本』を承けてゐない。また『韻字之書』は「駒子 馬ト不用」として

『龍門本』の注を含めたものになつてゐる。

『韻字記』の「41躬」（書26）で、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』が「身也」で、『韻字記』（『書』）もはさながらに承ける。ただし『韻字之書』には「賤士—ウキー 若キ一人ノ—ワカ—」など、『韻字記』にない書き入れが見られる。

『韻字記』の「42翁」（書25）は、『北岡本』が無注、『松平本』『龍門本』の一一本は「老—」が『韻字記』（『書』）に引かれてゐるが、ここも『韻字之書』は「鷹—」「也 碧繼— 白鷺」との書き入れ補入部分が存する。

『韻字記』の「43聰」（書27）は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』は共に「一明」にて、『韻字記』（『書』）はこれを承く。『韻字記』に「聞也 聰也」と独自の増補が見られ、『韻字之書』は「一ハ<sup>タク</sup>聞ノ字ノ心也」と補入あり。『韻字記』の「44忠」（書28）では、『北岡本』が無注、『松平本』は「一節」、『龍門本』は「一節衷同」となつてゐる。『韻字記』は「一節」を承けるが、他に「敬也」の補入がある。しかし『韻字之書』には「敬也」は存しない。

『韻字記』の「45功」（書29）は、『北岡本』には標出字存せず、『松平本』と『龍門本』との注文が略同で、『韻字記』が孰れに依拠してゐるとは決し難い。『韻字之書』は『韻字記』にない「一勞」を存してゐる。

『韻字記』の「46衷」（書30）では、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「正也 中也」となつてゐるが、

『龍門本』のみ『禮<sup>アツシ</sup>キヌナトノアツキ也』との注文を含んである。これは『北岡本』の「65禮<sup>アツシ</sup>キヌナトノアツキ也」が『龍門本』の「46衷」の注文中に入り込んでしまったのである。『松平本』には標出字が存しない。『龍字記』は「正也 中也」に続けて「心ナトノタ、シキニ用一<sup>ヨシ</sup>善也<sup>カナフ</sup>一適也 左服之不一身之灾也」と在る。『韻字之書』は「中也 心ノタ、シキナトニ用ユ 道ソタ、シキ 聞ハマコトカ」と「中也」を重複させてゐる。但し「道ソタ、シキ 聞ハマコトカ」は『韻字之書』の書き入れ部分。

『韻字記』の「47桐」(書31)で、『北岡本』は無注、『松平本』は「痛也」、『龍門本』の「痛也 又」が『韻字記』(『書』も)に近い。『韻字記』(『書』)には「心ノ桐ナト悲キ心ナリ」が増補されてゐる。

『韻字記』の「48攻」(書33)では、『北岡本』の「玉ヲ<sup>ミガク</sup>一擊」と『松平本』の「擊也 玉ヲ<sup>ミガク</sup>一」とが合成されて、「C増補系統本」としての『龍門本』は、「玉ヲ<sup>ミガク</sup>一擊」となつたものと目される。『韻字記』は「玉ヲ<sup>ミガク</sup>也」となつてゐて、『和訓押韻』三本の孰れとも一致するが、『韻字之書』の「一擊 一トハ<sup>ミガク</sup>車<sup>クルマカタシ</sup>一篇一談ニアリ 常ノカキニハ不可也<sup>セム</sup>一ハ<sup>セム</sup>基ノセメヤイ 戰ノセメ合ナトニ用<sup>ミカク</sup>一トハ 玉ヲ<sup>ミガク</sup>也」の、最初の「一擊」は『龍門本』に拠つてゐる。十一韻の増補部分で『韻字記』は「カタシキトヨム 詩我車 常ノカタキニハ不可 某攻ヤイ 戰ノセメアヒナトニハ可也<sup>フサム</sup>一治也 倉一異端 尔善也」となつてゐて、注文末尾の『論語』『爾雅』と出典明記するのは『韻字記』の増補にて、これは『韻字之書』には存せず。

『韻字記』の「49博」(書32)の場合は、『北岡本』が無注、『松平本』は「慙也」である。『龍門本』は、これに出典名『国語』を加へて「慙也 出國語」とし、『韻字記』(『書』)は、この『龍門本』をさながらに承け、更に「ハツカシキ心也」と補入してゐる。

『韻字記』の「50麿」（書34）で、『北岡本』は無注、『松平本』には標出字存せず。『龍門本』は「磨一又」で、『韻字記』（『書』）に踏襲されてゐる。『韻字記』（『書』）の増補部分は「トキミカクニ用ユ」にて、『韻字之書』には他に「鏡ヲソトク 玉ヤミカヽン」との書き入れが見られる。

『韻字記』の「51掘」（書35）を見ると、『北岡本』が無注、『松平本』は「引也」、『龍門本』は「引也 又」にて、『韻字記』（『書』も）は『龍門本』を承け、更に「馬牛ヲヒクニモ 塩ノサシヒクニモ」（『書』は「用ユ」と結ぶ）とする。これは十一韻の増補である。

『韻字記』の「52攏」（書36）で、『北岡本』は無注、『松平本』が「理也」、『龍門本』は「理也 又」となつてゐる。『韻字記』（『書』）は『龍門本』を承く。さうして『韻字記』（『書』）の十一韻としての増補は、「琵琶ナトヲ ヲサムルト云ヲ ヒクア也 トリヲクニアラス」の部分である。

『韻字記』の「53楓」（書39）では、『和訓押韻』三本の「若一萬一」が共通する注であるが、『龍門本』に「香木」と在るのは、『韻字記』には引用せられず、『韻字之書』には引かれてゐる。この点では『韻字記』以上に『韻字之書』の方が、『龍門本』（C増補系統本）を忠実に引用してゐることが判る。注文の後半で「文選ニカツラト訓スル也」と補入するのは、『韻字記』『韻字之書』一本共通。

『韻字記』の「55叢」（書38）に於いて、『北岡本』は無注、『松平本』は「叢同」、『龍門本』は「叢 藤 叢同 一林」と在つて、『韻字記』は『龍門本』をさながらに承けるが、末尾の「古一條」は独自の補入である。『韻字之書』は「一林」とする外、「小田ノーカル、一野ノーエル、一野ノーエル」の書き入れがある。ここでは『韻字之書』は、『韻字記』ほどは『龍門本』に忠実でない。

『韻字記』の「56蓬」（書40）は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』が同注で、「一蒿」とある。『韻字記』（『書』も）はこれを承け、更に「心一 莊子ニ在 キタナシ 心キタナシト云時ハカリ用ユ」と在り、この増補部分を『韻字之書』は「一トハ 莊子ニキタナシ 心キタナシトアリ タ、キタナシトハ訓セス 心キタナシノ時ハカリ訓スヘシ」と、『韻字記』よりも委しく記述する。

『韻字記』の「57籠」（書43）の場合では、『和訓押韻』三本に「花一 定家卿韻哥用之」（『北岡本』）の部分は共通して略同の形で見られ是するが、『龍門本』が「火一」を有つ外、「又定家卿匀字歌ニコモルト訓也」とする部分など、『韻字記』（『書』）に全同である。ただ十一韻の『韻字記』『韻字之書』は共に、この注文の末尾に定歌の証歌「ムサシノ、霞モシクスフル雪ニ マタ若草ノ妻ヤ一レル 定家」（『書』は「定家」無し）を付す。斯く定家の証歌を『拾遺愚草』の「韻外雜歌」や「韻字四季歌」によつて大幅に増補するのが「十一韻」の韻書の特徴の一つになつてゐる。

『韻字記』の「58舸」（書44）では、『北岡本』は無注、『松平本』は「舟一」、『龍門本』では「一船」と在る。『韻字記』は『龍門本』を承け、かつ「常ノ舟ニ通用」と補入する。『韻字之書』はこの部分を「一舸ノ字 船ト通用 人渡シ一」に作る（「人渡シ一」は書き入れ）。

『韻字記』の「59釦」（書45）は、『北岡本』が無注、『松平本』は「車一」、『龍門本』は「車一 又」と在る。『韻字記』は『龍門本』を承け、更に『韻字記』（『書』）独自の増補部分「灯ニ通用」がある。〈『書』は、「車一」として『松平本』に同じ。〉

『韻字記』の「60幪」（書ナシ）では、『北岡本』は無注、『松平本』は「覆也」。『龍門本』は「蓋衣 覆也」と在つて、十一韻の『韻字記』もこれを承く。ただし『韻字之書』はこの標出字存せず。また『韻字記』独自の補入も無い。

『韻字記』の「61引」（書48）に於いては、『和訓押韻』三本中で、『松平本』の注が最も簡略である。『北岡本』と『龍門本』とでは、「月一 神樂……安達真一」までが排列に至るまで全同である。『龍門本』には、その後に「賭一春一矢 世本曰 黄帝臣揮作」が増補せられてをり、十二韻の『韻字記』は、さながらに踏襲してゐる。処が『韻字之書』は「<sup>ノ</sup>賭一春也」のみにて、「一矢 世本曰 黄帝臣揮作」が存しない。斯くて『韻字記』（『書』）は、その後に「清和天皇貞觀二年正月十八日始之 <sup>七イ</sup>ケフハワカ君カミマヘニトル文ノサシテカタヨル梓一カナ 六百番ノ<sup>注12</sup>詞合ニ 賭<sup>ノ</sup>ト云題ニテ 後京極内大臣」（『書』）は「正月十八日ニ始之」「内大臣兼大将」を作る）と増補してゐる。

『韻字記』の「62紅」（書47）で、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「一紫」で同注。『韻字記』は「一紫」を引いて全同。ただし『韻字之書』の方は「雄一 牡丹花ノ一山ノ一袖ノ一」との書き入れ存せり。

『韻字記』の「63烘」（書49）では、『北岡本』と『松平本』とが略同で、『龍門本』は「燎也 又」を補入する。十二韻の『韻字記』（『書』）は『龍門本』に近似して「燒也 又香薪ナトニ用」とし、更に「薰ノナトタクニ用」（『書』）は「<sup>カウミタ</sup>香薰ナトタクニ用<sup>ユ</sup>」を作り、「映山烘 府ツシ山ヤテラサン」と書き入れあり）を補入せり。

『韻字記』の「64忽」（書50）は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』は略同注にて、『韻字記』（『書』）は「イソカハシ 速也」として踏襲する。ただし『韻字之書』は末尾に「道一身ハ一」の書き入れが存する。

『韻字記』の「65通」（書51）で、『北岡本』『松平本』が無注にて、『龍門本』は「一達」とする。十二韻の『韻字記』は「達」、『韻字之書』は「一達」にて『龍門本』を踏襲する。ただし『韻字之書』には独自の「水一 不<sup>ミックル</sup>一万道ノ行カヒシ宮崎カユハン只一」の補入が見られる。

『韻字記』の「66蒙」（書52）の場合を見ると、『北岡本』『松平本』『龍門本』は略同注であるが、『龍門本』が『韻

字記』（『書』）に最も近似する。ただし「タナヒクニ用 唐一 菴絲也 少雅也」は『韻字記』の補入である。『韻字記』の注文は「篆 朝霞カ・レル——山 万 簾笠カサキル——同 一ハ 雲霞ノタナヒクニ用 玉トアサムク 唐一 菴絲也」となつてゐて、『韻字記』より委しくなつてゐることが判る。

『韻字記』の「67洪」（書53）で、『北岡本』と『松平本』に標出字存せず、『龍門本』は「大也」で、これが『韻字記』（『書』も）にさながらに踏襲されてゐる。

『韻字記』の「68豊」（書54）では、『北岡本』が無注、『松平本』は「國一」、『龍門本』は「盛也」となつてゐる、十一韻の『韻字記』は「盛也」を承けた外、「國ナト 年ナト 世ノノ 家ノ「ナトニ可也 多也」と増補する。『韻字之書』は「盛也」の次が、「國家世年ナトノユタカナルニ用ユ」と、略同一の内容の注になつてゐる。さらに独自の「袖一也」との補入も見られる。

『韻字記』の「69充」（書55）は、『北岡本』と『松平本』が無注で、『龍門本』は「塞也」と在り、『韻字記』（『書』も）がこれを承ける。更に『韻字記』は「塩ノミチ引ニ用 本ナトノ多キヲ 文ノールナト云 一アテトハ 一ツツ、ト云心也 滿也 又長也 一云在人上里ノ一等ニ可用」と増補する。『韻字之書』にも同趣の補入があるが、やや簡略になつてゐる。

『韻字記』の「70隆」（書56）で、『北岡本』と『松平本』は略同で、『龍門本』は「盛一」をこれに補入してゐる。十一韻の『韻字記』は、「盛一」が「盛也」の形になつてゐるが、『韻字之書』は「盛一」として、『龍門本』を承けてゐる。『韻字記』の注文「花ナトニ不可也 世國ニハヨシ 盛也 ——日」の前半部で、「花ナトニ不可也」と「——日」は『和訓押韻』に拠つており、特に『龍門本』とは全同である。『韻字記』の注の後半部「又高也 坡 兩岸 —— 多也

奈義一於長者」は独自の増補である。

『韻字記』の「71崇」（書57）で、『北岡本』が無注、『松平本』は標出字も存せず、『龍門本』は「高一」となつてゐる。『韻字記』は「高一」を承け、更に「山嶺ノタカキニ用 君ヤ神佛ヲアカムルニ用ユ 高也 又聚也 一充也 一重  
詩福祿來一」と増補する。『韻字之書』は「高也 一トハ山ノタカキ 峯ノタカキナトニ用 一ハ 君ヲアタニ思ハヌ  
ヲアカムルト云 佛神ナトヲアカムルト云モ同」と同趣になつてゐるもの、『韻字記』の増補が大である。

『韻字記』の「72同」（書60）で、『北岡本』と『松平本』とが無注にて、『龍門本』には「齊一」の注文がある。『韻字記』（『書』）はこれを承け、更に『韻字記』独自の注文「<sup>アツマル</sup>一 聚也 詩獸所一」を補入する。『韻字之書』にはこの増補部分が存しない。

『韻字記』の「73窮」（書58）で、『北岡本』は無注、『松平本』は「極一」、『韻門本』は「一極」で、『韻字記』（『書』も）は『龍門本』を承け、さらに「途一命ニモ 月日 心ニモ塞也」の増補が存する。『韻字之書』も同趣の注文となつてゐる。

『韻字記』の「74汎」（書59）では、『北岡本』は無注であるが、『松平本』は「浮一」、『龍門本』は「浮也 又」となつてゐる。十一韻の『韻字記』（『書』）も『龍門本』を承け、更に「舟ノ一葉ノ」を『韻字記』は増補する。『韻字之書』は「<sup>ウカフ</sup>一ハ 舟ナト 一葉ナトニ用」と在る。

『韻字記』の「75中」（書61）に於いては、『和訓押韻』の三本が共通するのは、『北岡本』の「<sup>クニ</sup>國之二<sup>サカヒ</sup>一 富士ノ」也 俗<sup>ヨノナカ</sup>一 万」である。従つて『松平本』独自の補入は「我<sup>ナカ</sup>一 雲ノ<sup>ウチ</sup>一 霧ノ<sup>ウチ</sup>一」であり、『龍門本』独自の増補は「一平又」であつて、こゝは『松平本』の注文が最も詳細になつてゐる。『韻字記』は『和訓押韻』三本の略同の部分で、

『龍門本』と全く一致して「國ノ之ニ<sup>ナガイ</sup>一ノ 万—不尽山ノ部ニイヘリ—平 又俗—万」とし、更に増補の部分（後半）を「我—雲—<sup>ラニ</sup> 旁ノ—又間也 壓服小記 亡則<sup>タニル</sup>—堪也 忍也」と続ける。この辺り『韻字之書』は寧ろ『松平本』を承け、更に「沖—海—」と補入するが、『韻字記』の注文の後半部の「旁ノ—又間也」以降末尾の部分までの記事は存しない。この項では『韻字記』と『韻字之書』とが、典拠とするテクストを異にしてゐることに注目させられる。

『韻字記』の「76 機」（書62）で、『北岡本』は「キヌナトノアツキ也」との注文を有す。『松平本』は標出字存せず、『龍門本』は標出字「衷」の注文の後半に「又<sup>アツ</sup>機<sup>キヌナトノアツキ也」と、『北岡本』と同じ注になつてゐる。『韻字記』は『北岡本』や『龍門本』の注を受けた後に「織—中度 長恨哥ノ傳ニアリ 重テ可考」と増補されてゐる。</sup>

『韻字之書』は同趣の補入となつてゐるが、「衣厚兒」と独自の増補も見られる。

『韻字記』の「77 沖」（書64）では、『北岡本』は標出字もないが、『松平本』の注文は、『龍門本』の「和也 深也」よりも「茂德渕—文選」の部分が委しくなつてゐて、『韻字記』（『書』）は『松平本』系統の本文を承けてゐる。更に『韻字記』の増補として、次の注文が続けられてゐる。「————トハ 德ノ深キ也 道ノ—老子理ノーナト 心ノ—モ 水ヤ海ノ—モ用」とあり、『韻字之書』も略同趣の注になつてゐる。

『韻字記』の「78 終」（書65）は、『北岡本』が無注、『松平本』は「竟—」、『龍門本』に「竟也」と在つて、『韻字記』（『書』）は『龍門本』を承ける。その後に『韻字記』の増補として「年月ノヲハル 命ヲハルニモ 儒行未<sup>シ</sup>可<sup>シ</sup>—云々 注尽也<sup>シタル</sup>—トモ」を続ける。『韻字之書』も同趣の注であるが、「夜—<sup>ヨモフケ</sup> 伊真<sup>シマ</sup>世ノ— ハテ<sup>シ</sup>身ノ—」とするのは、『韻字之書』独自の補入であり、この注文中に、伝具平親王撰の『真名伊勢』<sup>注13</sup>の引用があることは注目せらるべき。

『韻字記』の「79仲」（書66）に於いては、『北岡本』が無注、『松平本』は「憂一」、『龍門本』は「憂也」となつてゐる。『韻字記』（『書』も）は『龍門本』を踏襲し、かつ十一韻になつての増補部分「憂心——詩心——ナトニ用」を有する。

『韻字記』の「80濃」（書63）では、『和訓押韻』の『北岡本』の注と『松平本』の注とを合成した形で『龍門本』の本文となつてゐる。『韻字記』は例の如く、増補系統の『龍門本』をさながらに承けて、「ヨマヤカナリ 色ノコキナリ 厚兒」となつてゐて、ここでは独自の補入は存せぬ。しかし『韻字之書』にはこの後に「——ハ 衣裳ノ下ノコキナリ<sup>スラロ</sup> 夏也 匀イ<sup>ア</sup> 犬也」との増補が存し、例の『国花合記集<sup>注14</sup>』の引用も見受けられる。

『韻字記』の「81臘」（書68）で、『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「朦一」と在る。『韻字記』は「臘月ノ一」とし、『韻字之書』は「臘——トバ月ノヲホロ也」とするので、十一韻の韻書が『松平本』『龍門本』を承けてゐることが判る。

『韻字記』の「82濛」（書67）は、『北岡本』が無注にて、『松平本』の注が最も委しく「細雨 淋一 雨一シ」となつてゐるが、『龍門本』は「涙一 細雨」と在る。こゝも十二韻は『龍門本』より『松平本』に近似してゐて、『韻字記』は「空一 雨一 細雨」と『和訓押韻』の増補系の本文を受け、更に「々ノクラキ 霧一 山色ノーナトニ」と増補する。『韻字之書』も「涙——トハ雨ノクラキ 霧ノクラキ 山色ノクラキナトニ用ユ」と在る。

『韻字記』の「83夢」（書71）について、『和訓押韻』三本の中では、『松平本』の注文が最も簡略である。処でこれら三本の注文は略同であるが、それを委細に亘つて検すれば、三本の注文の最末尾が、『北岡本』は「ユメト訓スル「勿論也」と在り、『松平本』は「ユメト用ル夏勿論也」と存るのに対して、『龍門本』は「夢ヲユメト用ユル夏明

矣」とする。この末尾の表記に注目しつつ「十一韻」の韻書と比較すると、正しく『龍門本』が『韻字記』にさながらに踏襲され、かつその後に「謝靈運 池塘春草生ト云句ヲ一ニミテ 及第スル也 ユメトハ三ノ折ノアタリヨリ可遣謨中切 周公不足一」と増補する。『韻字之書』は『韻字記』と同趣の注文ではあるが排列・表記等にかなりの相異がある。特に『韻字之書』の注文の冒頭に「一トヨム時ハ去声也 然レトモ文選五十七ニ 潘安仁カ哀永逝文ニ 既遇日兮 無兆 曾テ寤寐兮 弗レートアル 詩ニ一ハ平声ト云テ 中ノ字躬ノ字ト同ク押」の辺りは、『和訓押韻』三本では寧ろ『北岡本』の「此字雲一沢ノ外 古来平声ニ用イス 然而既遇日兮 无兆曾寤寐ニモ兮 弗レート 文選」にある種の連関を感じさせるものがある。

『韻字記』の「84羣」（書69）に於いては、『北岡本』に標出字が存せず、『松平本』は「會ニ 捕魚一」、『龍門本』は「勾會云 捕魚網」と在る。『和訓押韻』の二本に存する出典『古今韻会挙要』（書名）の明示は、『韻字記』には記載がなく、『龍門本』とは異なる注文「捕鳥網」となつてをり、その後に「詩雉躍ニ于一ニ」を補入する。『韻字之書』もほぼ同注である。

『韻字記』の「85羣」（書71）では、『和訓押韻』の写本三本に存せず。版本（増補系統の本文）の『仁斎書き入れ本』によると、「85種」（イナラシ子ニ用ヘシ）と在り、「書き入れ」部分に「ワセヲクテ」が見られる。『韻字記』は「一種ヲシ子ニ用也 ヲクテイ子也」で、『韻字之書』は「一種ヲシ子ニ用ユヘシ」と版本に近い。十一韻の韻書が依拠した典籍は、斯く写本（三本）に存せざる語（標出字）が、版本には認められる処からせば、「版本」に拠つたものと見做すことも可能である。

『韻字記』の「86曉」（書68）でも、『北岡本』と『松平本』に標出字存せず、増補系の『龍門本』にのみ、「日欲出

也」と在る。『韻字記』(『書』も)は、『龍門本』さながらの踏襲にて独自の補入はない。しかし『韻字之書』のみ「ヲホロ アケホノ ター 猶可尋」との書き入れが認められる。処で『韻字之書』の書き入れ注記「猶可尋」は、この「東韻」の「64沖」と「77濁」との注文中にも見られるものである。

『韻字記』の「87种」(書73)は、『北岡本』が無注、『松平本』と『龍門本』とが「稚也」にて、『韻字記』(『書』)もそのままを承け、『韻字記』に補入は存せぬが、『韻字之書』には「人ノイトケナキニ用ユ」と補入せり。

『韻字記』の「88彫」(書74)に於いては、『和訓押韻』の『北岡本』の注文と、『松平本』の注文とを合成した形が『龍門本』(増補系)の本文(注文)となつてをり、『韻字記』は「マツリトハ 常ノマツリニ難成 マツリノアkul日ニ又マツルヲート云」として、『龍門本』の「祭也 マツリト訓スベキ」タシカナラス 商祭名」とは同趣であつても表現が異なつてゐる。この点で『韻字之書』は「商祭名 — 常ノマツリニハ訓シカタシ マツリノアkul日 又マツル彫ト云」とあって、「商祭名」を注文の最初に冠してゐるのは、『北岡本』と同じである。因みに『松平本』には「商祭名」は存せず。

『韻字記』の「89髪」(書75)では、『北岡本』と『松平本』とは無注、『龍門本』のみ「毛乱」と存せり。『韻字記』(『書』も)は『龍門本』を承け、更に「一子ミタレカミナトニ可用」を補入する。

『韻字記』の「90瓏」(書76)で、『和訓押韻』三本は同注で「玲 — 日本」で、『韻字記』はそのままを踏襲し、独自の補入は全く存せぬが、『韻字之書』には大幅な増補「玲 — 其於秀起<sup>ソントク</sup>浪穂<sup>ヒテタツルナミホ</sup>之上ニ<sup>タテ、ヤイロノトク</sup>起ニ<sup>タマモヨラニ</sup>八尋殿<sup>ハダフル</sup>ニ<sup>ハタマモヨラニ</sup>而手玉玲<sup>ハタマモヨラニ</sup> — 織維<sup>ヲトメハ</sup>之少女者<sup>是レ誰之子女耶</sup>神代下<sup>ムスメノヤ</sup>」と『神代紀』からの引用が在り、上欄に更に「玲 — 明良<sup>ナヤケシ</sup>カ、ヤク玉声 — 」と書き入れが見られる。この『韻字之書』の『神代紀下』からの引用による増補は、『版本』そのものにも存せぬが、

『仁斎書き入れ』部分に朱筆の記事がこれに相当する。『韻字之書』はこの「書き入れ」を承けたか。「十二韻」の二書間では、『韻字之書』は『韻字記』に対し、略本系の本文になつてゐるが、この箇所は逆の形態になつてゐる。

『韻字記』の「91潼」（書97）は、『和訓押韻』の伝本三本（写本）には収載されず、『版本』には「93潼 イヤシ」とあるが、『韻字記』の通り「水ノアツマル処也」の注文にはなつてゐない。『韻字之書』も「ヤマ一関 欽潼<sup>ヤマツチヤマ</sup>」と在つて、異なる形態になつてゐる。

『韻字記』の「92瀉」(書77)も『和訓押韻』の三本(写本)に存せず、『版本』に標出字のみ在る。『韻字記』も『版本』と同じである。ここも『韻字之書』は「小水入 大水曰、一 水ノアツマル処也 水ノ落」 と独自の増補が存し、「猶可尋」との書き入れがあるのは、「更なる調査を要す」の意なのであらう。

『韻字記』の「93巋」（書98）も『和訓押韻』の二本（写本）に存せず、『版本』に標出字のみ在り。『韻字記』は

『版本』の通りである。『韻字之書』は「峠一 山名 ホラ 仙ホラ サカシ 岩ノ一」と増補する。

本』と全同、『韻字之書』は「所封国」の注が見られる。

『韻字記』の「95 鄭」(書100)も『和訓押韻』の二本(写本)に存せず、『版本』には「97 鄭 邑名」との注も存するが、『韻字記』には「邑名」の注が存せず、『韻字之書』には『版本』を受けた「邑名」が見受けられる。

『韻字記』の「96巻」(書78)も『和訓押韻』三本(写本)に存せず。『版本』には存して、『仁斎書き入れ』が「一  
斯」(朱筆)が在る。『韻字記』も『版本』の通りであるが、『韻字之書』は『仁斎書き入れ』部分と同じになつてゐ  
る。このことから『韻字之書』の書写年代が『仁斎書き入れ』以降であることも考へられる。

『韻字記』の「97城」（書101）も『和訓押韻』の三本（写本）に存せず、『版本』に標出字のみ存せり。こゝも『韻字記』は『版本』と全同、『韻字之書』には「有一氏」の補入が認められる。

『韻字記』の「98馮」（書102）も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』に標出字は存する。『韻字記』は「サシハサム」、「武者」ヲ持テ居一」の注あり、『韻字之書』はこゝでも委しくて、「姓也 サシハサム 一、弓ヲ 楚辭ニアリ 武者ノ弓ヲ持テ居ル」也 トシ 馬行疾」となつてゐる。

『韻字記』の「99𧈧」（書103）も『和訓押韻』の三本（写本）に存せず、『版本』に標出字のみ存する。『韻字記』も『版本』の通りに標出字のみであるが、『韻字之書』は「𧈧一」の注が補入せられてゐる。

『韻字記』の「100衆」（書79）も『和訓押韻』三本（写本）になく、『版本』の「102衆」の標出字在り。『韻字記』も『版本』を承けて標出字のみ、『韻字之書』は「之仲反 又」と反切注記をなす。

『韻字記』の「101瞳」（書104）『和訓押韻』三本（写本）に存せず、『版本』に標出字存す。『韻字記』も『版本』の通り標出字のみ、『韻字之書』は「日一」の注を補入する。

『韻字記』の「102𦵹」（書81）も『和訓押韻』三本（写本）になく、『版本』に標出字のみあり。『韻字記』は「馬ノタテカミ也 魚ノヒレニ用 髪同」、『韻字之書』も同趣の注文「馬一 魚ノヒレニモ用 其時ハ字ヲ髪如此」となつてゐる。

『韻字記』の「103嚙」（書82）で、『和訓押韻』の三本（写本）に存せず、『版本』に標出字のみ存せり。『韻字記』は『版本』と全同、『韻字之書』は「喉也」の注を有す。

『韻字記』の「104鼙」（書83）で、『和訓押韻』三本（写本）に存せず、『版本』に「ミツツイ」と在るが、『韻

字記』の「耳キコヘヌ」、『韻字之書』の「耳ノキコヘヌ事也」の如き注文は「十二韻」の増補とおぼしきものである。

『韻字記』の「105 然」（書105）でも『和訓押韻』の三本（写本）には存せぬが、『版本』には「108 然シフルス」と在る。

『韻字記』は「然ヲハル」で増補がない。『韻字之書』は「役也」との注文が見受けられる。

『韻字記』の「106 曹」（書84）も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』に「109 曹」と標出字のみ存するが、『仁斎書き入れ本』の朱筆書き入れ部分に右訓「クラシ」左訓「ミタル、」と、注文「クラシ 目ノ也 ミタル、一ミタル、心ノ也」と在り。『韻字記』の注文は「ミタル、心ノ乱ニ借用 是ヲツカヘハ 夢ハ不出 クラシ 目ノクラキ也」であり、『韻字之書』は同趣の注文とはいへ、「クラシ 目不明 又一トハ 目ノミタル、クラキ也 一トハ 心ノミタル、也」と在つて、始めの部分に「目不明」と在るのは、『韻字之書』独自の補入である。この事象は仁斎が「十二韻」を見て書き入れたか、逆に『仁斎書き入れ』部分を見て「十二韻」が増補せられたかの孰れかである。その解釈によつて、「十二韻」の成立時期が大きく変はつてくる。

『韻字記』の「107 独」（85）も『和訓押韻』の三本（写本）に見られぬが、『版本』は「110 独」と標出字のみ存す。

『韻字記』は「直上飛也 府鳥ノアカル」、『韻字之書』は「直上飛也 一トハ鳥ノアカル也」と小異は見られるが、『韻字記』の「府」とするが如き出典『韻府群玉』を明記はしてゐない。『韻字記』の「108 葱」（書86）も『和訓押韻』の三本（写本）には全く見られないが、『版本』は「111 葱」と標出字のみあり。『韻字記』の注文は「ヒトモジ 水一熊野ノナチノナキノ葉ノフ」となつてゐるのが、『韻字之書』では「ヒトモジ 葱一水一熊野ノナチノナキノ葉ノ事ソ」と「葷一」が補入されて委しくなつてゐる。

『韻字記』の『109 檀』（書106）は『和訓押韻』はやはり三本（写本）になく、『版本』に「112 檀」と標出字のみ存せ

り。『韻字記』も『版本』と全く同様にて標出字のみであるが、『韻字之書』には「木名 花可為布 又」と少し委しい注文が認められる。

『韻字記』の「110窮」（書80）も『和訓押韻』の三本（写本）には存せず、『版本』は「113窮」が無訓・無注にて標出字のみであるが、『仁斎書き入れ本』には「カツラ」の和訓（朱筆）の書き入れがある。『韻字記』の注は「和名ニテ可考」とあるだけであるが、『韻字之書』の方は委しく「カヅラ」の和訓の後に「尙一 唐韵云 尚一一 ランナカツラ 音 和名本尙於無奈加豆良 藤ノハーマサノハーマ」との増補があつて、『本草和名』の引用が見られる。

『韻字記』の「111界」（書96）の箇所は、『和訓押韻』の三本（写本）に見られず、『版本』には見出し字「114界」とのみあり、『仁斎書き入れ』部分に朱筆にて「鹿ラトルアミ也 シ、アミ 麋一」と在るのは、『韻字記』の「シ、アミ」のみよりも委しく、『韻字之書』の「シ、アミ 麋一 鹿ラトルアミ也」に一致する。

『韻字記』の「112笠」（書107）も、『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』には「115笠」の標出字のみ存するが、『仁斎書き入れ』部分に「フキモノ」の和訓がある。『韻字記』も『仁斎書き入れ本』と全同であるが、『韻字之書』には「フキモノ 一 篓」とあり補入が見られる。

『韻字記』の「113銅」（書87）も『和訓押韻』の写本（三本）には存せず、『版本』に「116銅」の標出字のみ存し、『仁斎書き入れ』部分に、右傍訓「アカ、子」と注文「青一私カラカ子」と共に朱筆になつてゐる。『韻字記』（『書』）に和訓「アカ、子」とあるが、『韻字之書』のみ「金品」と補入が見られる。

『韻字記』の「114融」も『和訓押韻』の三本（写本）になく、『版本』には「117融」の標出字のみあり、『仁斎書き入れ』部分には「トラン ヤハラクノドカ 和一」と朱筆されている。この箇所の『韻字記』の注文はかなり委しく

なつてゐて、「トホル トロクル ヤハラカ」の和訓の下に「雪——氷——<sup>ナカシ</sup>長巳 尔 衛荊吳調長曰——」とある。『韻字之書』は和訓「トホル トクル ヤワラク」の後に「和——<sup>サカル</sup>ハ 雪氷ノトクル也 アキラカ ナカシ ウラ、猶可尋」となつてゐる。この「猶可尋」即ち「更に考究すべし」の注記は「64沖」「72曠」「77濁」等の注文末尾に存してゐる。『韻字記』の「<sup>115</sup>涙」（書89）も『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』は「<sup>119</sup>涙<sup>サカノホル</sup>」と和訓のみ存し、『韻字記』は「ヲホミツ 清苦半<sup>ニヨル</sup>一 北澗」とやや委しくなつてゐるが、『韻字之書』は「ヲホミツ サカノホル」の和訓のみである。

『韻字記』の「<sup>116</sup>洞」（書90）も『和訓押韻』の三本（写本）になく、『版本』に標出字のみ存し、『仁斎書き入れ』部分に朱筆「ヲロカ 岔——」と在る。『韻字記』の注文は「ヲロカ クチナル 大也」で、『韻字之書』は少し異なつてをり、「ヲロカ 岔——<sup>フロカ</sup>ハ グドンノ吏」となつてゐて、『仁斎書き入れ』の「ヲロカ 岔——」を受けた形になつてゐる。もつとも「斎が、「十二韻」成立後にそれを見て書き入れた、との見解を採れば、「十二韻」の成立年代が少し遡ることにはなる。

『韻字記』の「<sup>117</sup>丸」（書91）についても、『和訓押韻』の三本（写本）に存せず、『版本』は「<sup>121</sup>丸<sup>シケシ</sup><sub>草盛</sub>——」とある外、最末尾「<sup>129</sup>驟」の次に墨筆による書き入れ「<sup>130</sup>丸<sup>ホウ</sup>シケシ 草盛」として重複させてゐる。『韻字記』の注文は「シケシ 草苗ナトニ用」と別の形の注になつてゐる。その点で『韻字之書』は『版本』と『韻字記』とを合成するが如き形の注文「シゲシ 草盛 草苗ナトノシケキニ用ユ」としてゐるのが注目させられる。

『韻字記』の「<sup>118</sup>葵」（書29）も『和訓押韻』の写本三本には見られず、『版本』は標出字のみ「<sup>122</sup>葵」があり、『仁斎書き入れ』部分に和訓「シケシ」がある。『韻字記』（書）は「シケシ——爵」を補入し、『韻字之書』は更にその

後に「ウキハシケ、ン」と追補する。

『韻字記』の「119 韶」（書108）も『和訓押韻』の二本（写本）には存せず、『版本』も「119 韶」とのみあって、和訓も注も存しない。『韻字記』は標出字に右傍音注「ホウ」のみであるが、『韻字之書』には「一鼓声」の漢字注が見られる。

『韻字記』の「120 窪」（書93）も『和訓押韻』の二本（写本）に存せず、『版本』も「124 窪」の標出字のみ存し、これに『仁斎書き入れ』部分の「タカシ 天ニ用」（朱筆）がある。『韻字記』は「窩タカシ 天勢高別ニハ不可」とするが、『韻字之書』はほぼ同趣の注文「タカシ 窩一天勢 天ノ一高タカキニ可ナリ 別ノタカシトハ不訓」となつてゐる。

『韻字記』の「121 徒」（書94）も『和訓押韻』の写本三本にはなく、『版本』は「512 徒」と標出字のみ存し、『仁斎書き入れ』として朱筆の和訓「サカシ、」がある。『韻字記』の注文は「サガシ 山ノア」であるが、『韻字之書』はやや委しく「サカシ、」の和訓の下に「巖一山ノサカシキカタニ用ユ」となつてゐる。

『韻字記』の「122 櫻」（書109）も『和訓押韻』の二本（写本）には見られず、『版本』は標出字のみ「128 櫻」と在り。『韻字記』は『版本』と全同であるが、『韻字之書』には漢字注「一欄」がある。なほ『韻字之書』は「109 櫻」で「本韻」が終はり、「韻外字」に入る前に次の書き入れがあり、今それを抽出しておく。「春歎ヤマフキ 映映山紅 坂鴻 月朧 融雪  
灌ヤマフキ 顆凍ヤマフ」「夏 雄紅 牡丹 霽公 凍タ立ノ」「秋 鴻蟲」「冬 凍充夜一 宛童 種ヤトリキ 霽霑」、これは『韻字記』には存しない。

『韻字記』の「本韻」の最後「123 蓬」（書45）もやはり『和訓押韻』の写本三本には存せず、『版本』には標出字のみ「127 蓬」と在り、さうして『仁斎書き入れ』部分に「クサフカン 蒙一ハ シフカキ也」と朱筆書き入れがある。『韻

字記』の注文は「イヌタテ クサフカキヲ 蒙一ト云」として、『韻字之書』も同趣の「クサフカシ 蒙一 草フカキヲ  
モウロウ  
蒙一ト云ナリ」といふ注になつてゐる。斯くて『韻字記』は標出字の排列も『版本』にかなり近似したものになつてゐることを識るのである。

次に「韻外字」に移る。

『韻字記』の「124 环」（書110）で、『和訓押韻』は『北岡本』（A系統）と『松平本』（B系統）とを合成した『龍門本』（C系統）の注文と同じ「玉名 珍同」とし、更に『韻字記』独自の補入「玉ニ用」を有するが、『韻字之書』にはこの補入がない。因みに『版本』は『龍門本』と同注「玉名 珍同」である。

『韻字記』の「125 端」（書111）は、『和訓押韻』は『北岡本』と『龍門本』が標出字のみ存し、『松平本』には標出字も存しない。『版本』は『龍門本』と同じ。『韻字記』の注文は「縹一 イクサフ子也 常ノ舟ニ不可」とあり、『韻字之書』も同趣の注「縹一 イクサフ子也 只ノフ子ニハ不用」。共に「十二韻」の増補である。

『韻字記』の「126 莢」（書112）では、『和訓押韻』の写本三本の注文にはそれぞれ小異があり、『北岡本』は「茂也」、『松平本』は「茂一」、『龍門本』は「一茂」となつてゐる。『版本』は『龍門本』と同じ。『韻字記』の注文は「一  
茂兒 蒲蒙切 詩——妾々」と増補になつてゐるが、『韻字之書』では「——茂」とあるのみで、『和訓押韻』の『龍門本』『版本』に近い。

『韻字記』の「127 煙」（書113）は、『和訓押韻』は『北岡本』が無注で、『松平本』と『龍門本』には「埋也」とある。『韻字記』は「音搜 種也」が補入せられてゐるが、『韻字之書』は『龍門本』（『版本』も）と同じ「埋也」のみである。

『韻字記』の「128箇」（書114）においては、『和訓押韻』の『北岡本』は「枝也」、『松平本』に「細枝也」、『龍門本』と『版本』は「木細枝也」である。『韻字記』は「音櫻 細枝也 梅カニ等可用」とあるが、『韻字之書』は『龍門本』『版本』と同注になつてゐる、ここでは『韻字記』の注とは異なつてゐる。

『韻字記』の「129總」（書115）では、『和訓押韻』の写本三本で『北岡本』「角<sup>アケマキ</sup>總ナトノ時ハ仄也」に対して、『松平本』と『龍門本』、『版本』は「縫也」を補入して類似した注文になつてゐるが、『韻字記』の注に最も近い形のものは『龍門本』（『版本』）であつて、「縫也 又角總ナトノ時ハ仄ナリ」と在る。『韻字記』の注文は「縫也 又角一ナトノ時ハ仄タルヘシ キリモノタチヌフニ可也」と在り、『韻字之書』も同趣の注になつてゐる。従つて「十一韻」の補入は「キリモノタチヌフニ可也」の部分である。

『韻字記』の「130總」（書116）について、『和訓押韻』は『北岡本』と『松平本』とを合成した形態が『龍門本』の「キサハシ 東西階也 又」であり、『版本』も同刻となつてゐるが、ただ『仁斎書き入れ』部分に朱筆にて「内裡」が補入せられてゐる。『韻字記』の注は「會者下階相向處也 音忽出裡ノキタハシニモ用」と増補せられてゐる。『韻字之書』は只<sup>サタ</sup>ハシ共<sup>サ</sup> 東西階也 内裡<sup>タリ</sup>ノキタハシニモ用と在つて、この注の基になつてゐる『和訓押韻』は、『松平本』の「東西階也 只ハシトモ」の方が『龍門本』よりも近い。

『韻字記』の「131英」（書117）で、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』と『龍門本』とは「水草也」、『版本』は「水草」である。『韻字記』は反切注「胡公切」を補入し、その後に『版本』と同じ「水草」が来る。『韻字之書』は反切注はなく、『松平本』『龍門本』に同じく「水草也」となつてゐる。

『韻字記』の「132洪」（書118）は、『和訓押韻』の『北岡本』が無注、『松平本』は「大絆也」、『龍門本』『版本』は

「大盤」であり、『韻字記』の注は『龍門本』（『版本』）を承け、更に「山ノヲカ也 胡公切」を増補する。『韻字之書』は「大岳 山ノ大ヲカ也」と在つて、ここでは少し表記の趣が変はつてゐる。

『韻字記』の「133証」（書119）で、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』は「乱也」、『龍門本』と『版本』は「讀也 亂也」と在る。『韻字記』はこれを承けるが、増補部分も多い。即ち「音虹 讀也 亂也 虹同字 但虹ノ字ヲ虹トハ用証ヲシトハ不用」、これに対して『韻字之書』は「十一韻」としての補入が存せず、『龍門本』（『版本』）を踏襲する。

『韻字記』の「134櫛」（書120）では、『和訓押韻』の『北岡本』は標出字のみ存し、『松平本』は標出字も存せず、『龍門本』と『版本』は「袴也 一曰、裙」と在り、「十一韻」は『韻字記』（『書』も）は「袴 一曰裙」と『龍門本』『版本』にはほぼ一致する。

『韻字記』の「135籠」（書121）の箇所で、『和訓押韻』の『北岡本』は無注で、『松平本』は「大長谷也」、『龍門本』は「大長谷也 瓢同」と在り、『版本』も略同で「大長谷 瓢同」となつてゐる。『韻字記』は『版本』と同注であるが、その注の最初の部分に「谷ニ用 音籠」が補入せられてゐる。『韻字之書』は『松平本』と全同である。

『韻字記』の「136麌」（書122）は、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』のみ「穹一タカシ」とあるが、『龍門本』も『版本』も「雷師」で、『韻字記』はこれを承け「音隆 雷師 カミナリノ」としてゐる。『韻字之書』は『龍門本』『版本』のままを承けてゐて、『韻字記』の如き補入はない。

『韻字記』の「137終」（書123）は、『和訓押韻』の『北岡本』は無注、『松平本』は標出字存せず。『龍門本』と『版本』は「戎人呼箇曰、一」と在り、「十一韻」は『韻字記』では「音終 玉手箱ナトニ用 戎人呼箇曰、一」と在り、『韻

字之書』は同趣の注「ハコ 戊人呼篋曰— 玉手—ナト用ユ」とする。『韻字記』には音注があるが、これは127  
 132  
 133  
 135  
 136  
 138  
 139  
 148  
 151  
 152  
 153  
 154  
 155  
 156等の注文中にも存するとの同断である。この中で131  
 132  
 138  
 153の四例は反切注である。斯く  
 『韻字記』は『韻会』や『小補韻会』等に基づき音注を多く施してゐるのが特徴となつてゐる。

『韻字記』の「138窓」(書124)では、『和訓押韻』は『北岡本』に標出字存せず、『松平本』『龍門本』『版本』は無注、『韻字記』の注文が「鹿叢切 東冬同」と在るのは『韻会』に依拠する。ただし『韻字之書』にはこれがなく無注にて、『和訓押韻』の三本と同様である。

『韻字記』の「139凍」(書125)は、『和訓押韻』は三本(写本)になく、『版本』の『仁斎書き入れ』部分に「148凍  
 ユフタチ」と見受けられる。『韻字記』の注文は「ニハカアメ也 夕立ノフ也 音東 顆一 欽一トモ余付」、『韻字之書』  
 暴雨也  
 も類似した注「アメニハワカ雨也 ュウタチノ夏也 顆一山フキト可用」になつてゐる。『韻字記』の「140犢」(書126)  
 は、『和訓押韻』の写本三本に存せず、『版本』は『仁斎書き入れ』部分に「149犢 牛ニ用」と在り。『韻字記』は「ウン  
 牛ニ通」で、『韻字之書』は「ウシ牛ニ通用」とある。このやうに『和訓押韻』の写本三本(A・B・C系統)にも存せ  
 ず、更に『版本』(D系統)にも存せぬ標出字やその注文が、『版本』の『仁斎書き入れ』部分と「十一韻」の韻書に  
 共通して見受けられるのである。このことに関して解釈を加へるならば、「一」『仁斎書き入れ』と、「十一韻」の『韻  
 字記』『韻字之書』が共通の典拠(C<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>・C<sup>3</sup>・C<sup>4</sup>……C<sup>n</sup>本)に依拠した、「一」『版本』に記された『仁斎書き入れ』、  
 あるいは『東涯書き入れ』を「十一韻」の韻書が直接に参看した、の孰れかであると解することができよう。吾人の  
 現在の考へでは「一」の立場を採りたいが、それを支持するやうな『和訓押韻』のC<sup>1</sup>・C<sup>2</sup>・C<sup>3</sup>・C<sup>4</sup>……C<sup>n</sup>本の如きテ  
 クスト(伝本)の出現が前提条件となる。「一」の立場を採るのはたやすいが、それでは幾分「十一韻」の韻書(『韻

字記』『韻字之書』の成立の時期が下降することとなる。この「一」「一」の孰れであるかといふ判断によつて、「十二韻」の韻書の成立の年代の異動が生じるので、今後この方面的調査を委細に行なはねばならぬ所以である。斯く『版本』の『仁斎書き入れ』部分が重要な意味を担つてゐることを識るのである。

次の『韻字記』の「141 豊」（書127）においても、『和訓押韻』の写本三本に見られず、『版本』にもなく、『版本』の『仁斎書き入れ』部分に「153 豊<sup>ナ</sup> 若ナナトニ用」と在る。「十二韻」の『韻字記』の注は「若菜ナトニ用ヘシ」、『韻字之書』は「若<sup>ヲ</sup>ナニ可用」の如く、表記上の小異は在つても、『仁斎書き入れ』部分に一致するのである。

『韻字記』の「142 縫」（書128）では、『和訓押韻』の写本三本にも『版本』にも存せず、やはり『版本』の『仁斎書き入れ』部分に「156 縫<sup>アミ</sup> 魚トルアミ也」と在り、『韻字記』（『書』も）は「魚トルアミ也」と全く一致するのである。

『韻字記』の「143 獬」（書129）も、『和訓押韻』の三本（写本）にも『版本』にも存せず、『版本』の『仁斎書き入れ』部分には『韻会』の注文を補入して「159 獬イヌ 大生ニ子」と見られる。『韻字記』も『韻字之書』も「イヌノコ」といふ和訓のみにて漢字注はない。

『韻字記』の「144 獬」（書130）も『和訓押韻』の写本三本に存せず、また『版本』にも、それの『仁斎書き入れ』部分にも存しない。『韻会』（上平）の東韻に「獬 生六月豚（中略）爾雅家生ニ子獬」とある。「十二韻」の韻書は『韻字記』も『韻字之書』も、共に和訓「イノコ」が存するのみである。

『韻字記』の「145 獬」（書131）も『和訓押韻』の写本三本にも『版本』にも無く、『仁斎書き入れ』部分に「150 獬ウルホス」とあるのみ。『韻字記』は「ウルホウ 江匀ニテタキ也」、『韻字之書』も「ウルホフ 江匀ニテタキト訓ス」と在つて同趣である。『韻会』の「東韻」（上平）は「獬凍沾漬也（中略）又江韻」とあるに拠つたものであらう。

『韻字記』の「146 燭」（書<sup>132</sup>）も『和訓押韻』の写本三本と『版本』には存せずが、『版本』の『仁斎書き入れ』部分には「151 燭アツシ」と在る。『韻字記』は「アツシ 日テリノアツサ 热ナリ」、『韻字之書』は「アツシ 日テリアツキニ用」と在り。典拠となつてゐる『韻会』の「東韻」（上平）の記事「早灼也（中略）郭璞曰早熱薰人也」に符号する。

『韻字記』の「147 檻」（書<sup>133</sup>）も『和訓押韻』の三本（写本）や『版本』に無く、『仁斎書き入れ』部分に「154 檻 ソテタモト」と和訓のみ存せり。『韻字記』は「タモト 人ノタモト 袖ニモ用」とするが、『韻字之書』は「ソテ」の和訓のみである。『韻会』の「東韻」（上平）には「衣袂也」の注文がある。

『韻字記』の「148 瘤」（書<sup>134</sup>）は『和訓押韻』の『北岡本』と『龍門本』『版本』に「罷也」の注が見られる。『松平本』には標出字が見受けられぬが、『版本』の『仁斎書き入れ』部分には、再度「155 瘤 ツカル、ヤマイル」と書き入れてゐる。『韻字記』は「ツカル、ヤマヒ 音隆廣病也 物一等可用也」として『広韻』を引用した注文になつてゐる。『広韻』の「東韻」（上平）には「瘧 病也」と在り、『韻会』の「東韻」（上平）には「瘧 説文寵也」となつてゐる。

『韻字記』の「149 瘁」（書<sup>135</sup>）は『和訓押韻』の写本三本と『版本』に存せずが、『版本』の『仁斎書き入れ』部分に「151 瘁 フカシ水ノフカキ」と在る。『韻字記』『韻字之書』の注文は共に「フカシ 水ノフカキ也」となつてゐて、『仁斎書き入れ』部分と略同である。因みに『韻会』には「東韻」（上平）に「水深貌」の注文が在る。

『韻字記』の「150 燮」（書<sup>136</sup>）は『和訓押韻』の『北岡本』と『龍門本』『版本』等に存せずが、『松平本』には「乾也」の注文が在る。『韻字記』は「カハク 乾也」『韻字之書』も「カワク 乾也」で、『韻会』には存せずが、『広韻』の「東韻」（上平）には「燳 乾也」と見られる。

『韻字記』の「151 江」（書ナン）は『和訓押韻』の写本三本と『版本』に存せず、『仁斎書き入れ』の部分には存す。

『韻字記』の注文は「音工 楚四上洞庭而下—用此匀」となつてゐる。この「151江」以下「156明」に至るまでの六語は『韻字之書』には標出字が存しない。また『韻会』に依拠したものではないことは明らかである。『版本』(D系統)そのものには存せぬが、『仁斎書き入れ』部分にはこの六語(164江 173岡 169家 176榮 180朋 175明)が全て見られる外に、「164江」以降に於いても「165博 166章 167彰 168房 170調 171唐 172陽 174堂 177崩 178弘 179憑 181徵 182繩 183乘 184登 185薨 186陵」等の標出字が書き入れられてゐて、『韻字記』との連関性が強く考へられるのである。

『韻会』に依拠せぬものであると言ふことは、結局この「韻外字」の典拠が、明の方日升(方子謙)の纂輯する『古今韻会<sup>注15</sup>挙要小補』(略称『小補韻会』)に基づいてゐることに外ならない。『韻字記』の「韻外字」151～156の六語が正しくこの『小補韻会』には確認し得るのである。『韻字記』の「151江」の注文「楚四上洞庭而下—用此匀」とあるのは、『小補韻会』の「江韻」(上平)の標出字「江」の末尾の部分に「楚辞將運舟而不浮兮 上洞庭而下江去終古之所居兮」とある箇所を引用してゐる。

また『韻字記』の「152岡<sup>音工義同</sup><sub>陽匀</sub>」とあるのは、『小補韻会』の「東韻」(上平)の「古叶」に「章彰房唐陽岡堂僵<sub>陽韻</sub>」とあるのに拠つてゐる。従つて『版本』の『仁斎書き入れ』部分の「166章 167彰 168房 171唐 172陽 173岡 174堂」のやうに在るもの、同じく『小補韻会』に基づいたものであることが判る。

更に『韻字記』の「153家」も同様に『小補韻会』の「東韻」(上平)の「古叶」に「家牙 麻韻」と在るのに拠つてゐる。

『韻字記』の注文に「此匀已上並叶音」と記されてゐて、「叶音<sup>注16</sup>」とは『韻会』を明の方日升が増補した際に、『韻補』等から抽出して『小補韻会』に補入したものである。『韻字記<sup>注17</sup>』の「韻外字」の末尾の部分は『小補韻会』に依拠して

ゐることは確実である。『韻字記』の「154榮」も『小補韻会』の「東韻」（上平）の「古叶」に「明盲榮 庚韻」とあるのに基づいてをり、「156明」も同断である。『版本』の『仁斎書き入れ』部分も「156明 176榮」とするが、これも『小補韻会』に拠つてゐる。『韻字記』の「155朋」も『小補韻会』の「東韻」（上平）の「古叶」に「崩弘憑朋徵繩乘登興薨陵 蒸韻」と在るのに依拠する。さうして『版本』の『仁斎書き入れ』部分に「177崩 178弘 179憑 180朋 181徵 182繩 183乘 184登 185薨 186陵」とするのも、悉くこの『小補韻会』の「叶音」をさながらに引用してゐることを識るのである。

処で『韻字記』の「韻外字」の末尾の部分「151江」～「156明」が確実に『小補韻会』に依拠してゐる事実は判つたが、この六語が同じ十二韻の『韻字之書』には標出字そのものも存しないことが問題となる。しかし『韻字之書』とても「真諄臻韻」（上平）の「韻外字」の「120槿」の注文の最初に「小補韻会 真匀 渠巾反」と出典明記してゐる点からも、やはり『小補韻会』を使用してゐることは明らかなのである。

以上で「十二韻」の韻書としての『韻字記』の、「東韻」（上平）に於ける全ての標出字に記載されてゐる注文について、その直接の典拠となつてゐる『和訓押韻』の引用のせられ方を逐一的に記述し得た。斯く全例に亘る精査・確認は、既に「十二韻」全体に關しても調査し了へてゐるが、全体の傾向が本稿に採り挙げた「東韻」の場合と全く同断があるので、屢説することを避けることとした。いづれ「十二韻」の韻書の出典の総合調査をなす時には、十二韻全体に關しても表示する方法等で記述することになるであらう。しかし、「十二韻」の韻書が『和訓押韻』（十一韻）のC系統本（C本＝D版本）を主要な典拠として成つたものであると言ふ事實に変化はない。まさしく「一、概説」に記した通りなのである。

注7・9・11 『古辞書研究資料叢刊』第五巻（一九九五年11月 大空社刊）に『和訓押韻』の写本三本の「対照本文」と、『韻字記』『漢和三五韻』の「翻字本文」が収録されてゐる。以下、逐一的に記述する際に用ひた整理番号（算用数字）は、この「翻字本文」や「対照本文」に付せられてゐるものである。

注8 木村晟編『宮内庁書陵部藏 韵字之書』（「古辞書研究資料集成」1 一九九三年9月 翰林書房刊）に整理番号を付した「影印本文」を収載。『韻字記』の出典の一つに挙げられる連歌辞書『詞林三知抄』（無刊記本）のコンテクスト方式の索引（＝改編本文）も巻末に付載してゐる。

注10 『松平文庫藏 和訓押韻』（「駒沢大学国語研究資料」7 一九八四年5月 汲古書院刊）に「影印本文」と「翻字本文」、「和訓索引」「漢字索引」を収録してゐる。

注12 注8の『宮内庁書陵部藏 韵字之書』（一九九三年9月 翰林書房刊）の「解題」<sup>281</sup>頁参照。

注13 足立雅代氏論文「『旧本伊勢物語』の成立背景について」（『國語國文』第五九卷第一〇号—一六七四号—一九九〇年10月刊）、並びに木村晟他編『真名本 伊勢物語 綾足校訂』（一九九五年5月 翰林書房刊）の「解題」参照。

注14 注8の『宮内庁書陵部藏 韵字之書』（一九九三年9月 翰林書房刊）の「解題」<sup>287</sup>頁参照。

注15・16 『明版 古今韻会拳要小補』全五巻（一九九四年2月 近思文庫刊）の「影印本文」に拠つた。また元の熊忠の『古今韻会拳要』の本文は「大化書局版」を使用した。

注17 『古辞書の基礎的研究』（「古辞書研究資料集成」2 一九九四年5月 翰林書房刊）に『韻字記』の「和訓索引」が収録せられてゐる。